

## 堺市サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る運用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、本市において供給されるサービス付き高齢者向け住宅について、その登録に係る手続きの円滑な実施が図られるよう、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録基準の取扱いを定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において用いる用語の定義は、堺市高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する登録事務取扱要綱において用いる用語の例によるものとする。

### (規模の基準)

第3条 省令第8条に規定する「十分な面積を有する場合」とは、登録申請対象住戸の各居住部分の床面積（25平方メートルを超える各居住部分については、25平方メートルとして算定する）の和及び高齢者が共同して利用する居間、食堂、台所等の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段、エレベーター、事業者が使う厨房、事務室、管理人室等は含まない）の床面積の和の合計が、登録申請対象戸数に25平方メートルを乗じて算出された床面積以上である場合をいう。

### (構造及び設備の基準)

第4条 省令第9条に規定する「同等以上の居住環境が確保される場合」とは、次の各号に掲げる要件を満たす場合をいう。

- (1) 台所においては、居室のある階ごとに、入居者が共同利用できる調理施設（コンロ、シンク及び調理台を備えたもの）を1組以上備えていること。
- (2) 収納設備においては、施錠可能な個別の収納設備を、居室の戸数と同数以上備えていること。
- (3) 浴室においては、次に掲げる要件すべてを満たしていること。

ア 男女別かつ戸数10戸につき1人分（10戸以下の場合は2人分）以上の浴室を備えていること。

なお、デイサービスセンター等が同一建物内に併設されており、その浴室を時間外に利用できるものは、1人分の浴室を備えているものとみなす。

イ 原則として、居室のある階ごとに備えていること。ただし、居室のある階から浴室のある階まで移動できる、高齢者に配慮したエレベーターを備えている場合にあつては、居室のある階ごとに備えていることを要しない。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 本基準は、平成23年10月20日から施行する。

#### (特例措置)

- 2 平成23年4月1日以前に建築工事着手し、かつ高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の際現に賃貸住宅の管理又は有料老人ホームの運営を行っているもの（平成23年10月20日以降に竣工し管理又は運営するものを含む）であつて、各居住部分の床面積が18平方メートル以上を有し、かつ、十分な面積の居間、食堂を有する場合にあつては、本基準第3条の規定に関わらず、省令第8条に規定する「十分な面積を有する」ものとみなす。